

～ 中小企業信用保険法第2条第5項第7号の認定を申請される方へ ～

【対象中小企業者】

- ①経済産業大臣の「指定金融機関」に対する取引依存度が10%以上で、
- ②当該金融機関からの直近の借入残高が前年同期比-10%以上かつ
- ③全金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少している中小企業者

【提出書類一式】 ※控えが必要な場合は、ご自身で写しを取ってからご申請ください。

認定申請書…1枚

※日付は提出日をご記入ください

全ての金融機関の借入残高証明書（直近及び前年同月）等…1枚

※現在、又は前年同期に借入金残高のある全ての金融機関からの直近（申請日の1ヶ月以内）及び前年同期（直近の1年前の同日）の借入金にかかる残高証明書の原本（全て同一基準日で揃えてください）

※全ての金融機関からの総借入残高及び指定金融機関からの借入金残高が確認可能な書類（借入金金融機関のリスト、財務諸表、借入証明書等）をご用意ください

印鑑証明書の写し…発行日から3ヶ月以内のもの

履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）…発行日から3ヶ月以内のもの

（本店登記地が四日市市内であることが必要）

直近の決算書等の写し（法人の場合）

- ・「決算報告書」及び勘定科目内訳のうち「借入金及び支払利子の内訳書」

※決算後6ヶ月を過ぎている場合は残高試算表（銀行別残高記載のもの）

直近の確定申告書の写し（個人事業者の場合）

（第一表、決算書、及び事業所所在地が確認できるもの）

許認可証等の写し（許認可が必要な業種の場合、すべての許認可証等の写し）

業種の確認をするため、会社案内等、業種や事業内容が具体的にわかる資料をご用意ください

委任状（代理人が申請する場合）

※金融機関などが代理人の場合、受任者の欄に金融機関の本・支店長の署名捺印をしてください

※申請される際には、連絡先がわかるよう名刺等をご用意ください

【その他】

- ◎法人の場合は本店登記地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地（住民登録地ではありません）が四日市市でない場合、本店登記地または主たる事業所の所在地の市区町村にて認定手続を行ってください。

*** 申請にあたっては、本認定とは別に金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります ***

《認定窓口》 四日市市商工農水部商業労政課
四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所7階
電話：059-354-8175 FAX：059-354-8307